

社会保険 とっとり

vol.623

2023
3

今月の記事

- 退職される従業員の方へお知らせください
ー国民年金の手続きについてー
- 国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます
- 知っておきたい適用関係届等のQ & A
- 健康保険クイズ
「退職するときに、今までの保険証をいつまで使用できるでしょうか？」
- 米子年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は
令和5年3月10日(金)をもちまして、閉鎖しました。
- 教授の「職場の健康づくり研究室」
第106回 ～職場のメンタルヘルスガイドライン～
- 「社会保険の事務手続き」配布のご案内
- アンケート調査にご協力をお願いします。
- 保養施設の一部契約解除のお知らせ



五臓円ビル(鳥取市内)
(鳥取県美術家協会会員 福田典高氏)

年金事務所からのお知らせ

退職される従業員の方へお知らせください。

－ 国民年金の手続きについて －

従業員の方が退職された際、厚生年金保険から国民年金への変更手続きが必要な場合があります。

◆20歳以上60歳未満の方が退職される場合

●退職により厚生年金保険の被保険者でなくなる場合

- ・お住まいの市区町村役場または最寄りの年金事務所で国民年金第一号被保険者へ切り替える手続きをしてください。1日も間を空けずに再就職するなど、引き続き厚生年金保険に加入される場合は、ご本人が届け出る手続きはありません。
- ・退職時に配偶者が20歳以上60歳未満で、健康保険の被扶養者であった場合は、配偶者もお住まいの市区町村役場または最寄りの年金事務所で国民年金第一号被保険者へ切り替える手続きが必要です。

●退職後に厚生年金保険に加入中の配偶者の扶養家族となる場合

- ・配偶者の勤務する会社に扶養の手続きと併せて「国民年金第三号被保険者届」を提出してください。

◆60歳以上の方が退職される場合

●退職により厚生年金保険の被保険者でなくなる場合

- ・国民年金に任意加入する方を除き、ご本人の手続きは必要ありません。
- ・退職時に配偶者が20歳以上60歳未満で、国民年金第三号被保険者であった場合は、配偶者のお住まいの市区町村役場または最寄りの年金事務所で国民年金第一号被保険者へ切り替える手続きが必要です。

国民年金に関する各種届出をする際の添付書類や制度の詳細については、お住まいの市区町村役場の窓口または最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

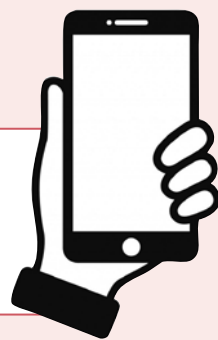
国民年金保険料がスマートフォンアプリで納付できます

国民年金保険料について、令和5年2月20日から現金、口座振替、クレジットカード、Pay-easy等による納付に加え、新たにスマートフォンアプリを使用した電子(キャッシュレス)決済での納付が利用できるようになりました。

【ご利用に必要なもの】 ①納付書 ②スマートフォン ③決済アプリ

【対象決済アプリ(五十音順)】 ①au PAY ②d払い® ③PayB(※) ④PayPay

※金融機関等が提供するアプリを含む。詳細は、PayBのホームページ([https:// payb.jp/finance/](https://payb.jp/finance/))をご覧ください。



注)バーコードが印字されない納付書(30万円を超える金額の納付書等)については、ご利用いただけません。
各決済アプリの使用方法等については、ご利用の決済事業者様にお問い合わせください。

知っておきたい適用関係届等のQ&A

Q 60歳以上の厚生年金保険の被保険者が退職し、継続して再雇用される場合、どのような手続きが必要ですか？

A 事業主が該当する方の厚生年金保険等の被保険者資格喪失届および被保険者資格取得届を同時に年金事務所へ提出していただくことにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に決定することができます。

なお、その際に添付書類として、「就業規則や退職辞令の写し等の退職したことがわかる書類および継続して再雇用されたことが客観的に判断できる書類（雇用契約書、労働条件通知書等）」または「事業主の証明」が必要になります。

また、「事業主の証明」は、特に様式は指定しませんが、退職された日、再雇用された日が記載されているものが必要となります。



- 厚生年金基金および健康保険組合に加入している事業所の場合は、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要ですのでご注意ください。（詳細については、当該基金、健康保険組合へお問い合わせください。）
- 継続して再雇用とは、1日も空くことなく同じ事業所に再雇用されることをいいます。
- 事業所の定年制の定めの有無による相違はありません。60歳以後に退職した後、継続して再雇用された場合であれば対象となります。
- 平成25年3月までは、60歳から64歳までの年金を受取る権利のある方が、この取扱いの対象でしたが、平成25年4月から、対象を年金を受取る権利のある方に限らず、「60歳以上の方」に拡大しました。
- この取扱いについては、正社員の方に限定されるものではなく、厚生年金保険等の被保険者に対する取扱いとなりますので、パートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象となります。
- 法人の役員等が対象の場合の添付書類は、「役員規定、取締役会の議事録などの役員を退任したことがわかる書類および退任後継続して嘱託職員として再雇用されたことがわかる雇用契約書」または「事業主の証明」になります。



お問合せ先

鳥取年金事務所

鳥取市扇町176
電話 0857-27-8311

倉吉年金事務所

倉吉市山根619-1
電話 0858-26-5311

米子年金事務所

米子市西福原2-1-34
電話 0859-34-6111

Q

Aさんは3月15日で退職することになりました。
Aさんは今までの保険証を、いつまで使用できるでしょうか？

- ①. 退職日まで
- ②. 新しい保険証が届くまで
- ③. 月の途中退職なので、月末まで (答えはページ下にあります)

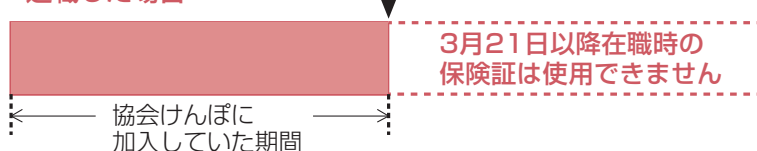


退職後は保険証をご返却ください

≫保険証が使える日は退職日まで

被保険者が保険証を使用できるのは「退職日まで」です。
退職後に、資格のない保険証を提示して医療機関等にかかった場合、その医療費は、全額自己負担となるため、協会けんぽが負担した医療費は返還していただくことになりますので、ご注意ください。

例: 被保険者が3月20日で退職した場合



被保険者の方が退職された場合は、ご本人・ご家族(被扶養者)すべての保険証・高齢受給者証をご返却ください。

≫退職者の保険証の返却の仕方は？

- 被保険者が退職された場合は、「健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届(資格喪失届)」に被保険者と被扶養者の保険証を添付のうえ、すみやかに日本年金機構岡山広域事務センターにご提出ください。
- 保険証が回収できない場合は、資格喪失届に「被保険者証回収不能届」を添付してご提出ください。届出用紙は、日本年金機構または協会けんぽホームページよりダウンロードできます。

ダウンロードはこちら！



従業員が退職したら...

健康保険・厚生年金保険
被保険者資格喪失届



回収した
保険証



日本年金機構
岡山広域事務センターに提出



電子申請の場合でも到達番号を添付してすみやかに保険証をご返却ください

保険証の返却が確認できない場合には、被保険者の方に返却依頼文書が送付されます。行き違い防止のためにも早期のご返却をお願いします。

クイズの答えは、①！



米子年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は
令和5年3月10日(金)をもちまして、**閉鎖**しました。

ご利用されていたお客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。
なお、協会けんぽへの各種申請・届出はすべて郵送でお手続きいただけます。申請書・届出書が必要な場合は協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、鳥取支部へ郵送をご依頼いただくことでも入手いただけます。

※米子年金事務所の閉鎖ではありません。また、米子年金事務所へ協会けんぽ出張窓口の閉鎖についてのお問い合わせはご遠慮ください。

お問合せ先

レセプトグループ
☎0857-25-0053

業務グループ
☎0857-25-0052

〒680-8560 鳥取市今町2丁目112番地 アクティ日ノ丸総本社ビル5階
全国健康保険協会 鳥取支部

すべての申請書は郵送で提出してください。

↓ 各種申請書はこちらからダウンロードできます！

協会けんぽ 鳥取 検索

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>





▼世界保健機関(WHO)のガイドライン

2022年、WHOから職場のメンタルヘルスガイドラインが出されました。精神障害を持つ労働者の割合は1割ぐらゐと推定され、うつ病や不安障害等による生産性の低下は甚大だと推定されているため、ガイドラインがまとめられました。国際的な人手不足、社会復帰の促進のためにも、精神障害を持ちながら就業をすることを促進することが重要です。この策定には、専門家による国際的な知見を集約したものなので、現時点でのエビデンスに基づいたガイドラインと言えます。2022年9月末に公表されています。

▼ガイドラインの構造

3つの対象である①全労働者、②健康関係スタッフ、③メンタルヘルス不調を持つ労働者について、6種類の介入方法を推奨しています。6つとは、(1)組織への介入、(2)管理監督者トレーニング、(3)労働者へのトレーニング、(4)個人向けの介入、(5)休業後の職場復帰、(6)メンタルヘルス不調を持つ人の就労です。

・組織への介入

無断欠勤や生産性の低下を防ぐために、職員参加型の組織で対応すること、作業負荷の低減や作業スケジュールの変更、コミュニケーションやチームワークの改善により心理社会的リスク要因を組織的に減らすこと、人権原則に則ってメンタル不調にある労働者への合理的配慮をすることが述べられています。この点は特に強調されているようです。

・管理監督者トレーニング

部下のメンタルヘルス支援のための研修で、すでに取り組みされている所もあると思います。管理監督者が備えるべき知識、態度、行動や部下のメンタルヘルス不調のサイン等を学ぶことになります。部下の感じている精神的苦痛をいち早く見つけ、コミュニケーションと傾聴で解決に結びつけます。これは全労働者に知っておいて欲しいことでもあります。特に管理監督者や保健スタッフは十分なトレーニングを受ける必要があります。

・労働者へのトレーニング

全労働者には、メンタルヘルスリテラシーを身に付けてもらうことが重要です。メンタルヘルスについての正しい知識を持ち、偏見を正し、自分でメンタル不調にいち早く気づけることが重要です。周りが偏見を持たない態度で接してくれば、不調者は治療を続けながら職場で働き続けることが可能となります。これらのトレーニングを行うのは職場の保健スタッフになるので、関係者のより一層の理解が必要です。

・個人向けの介入

労働者には、精神的健康度の向上や作業効率の向上のためにストレスに対処する技能を高めるための介入を行うこと、そのためには余暇時間に行う身体活動が有効な事が述べられています。全労働者への取り組みに加え、メンタル不調を来している人へ、ストレス対処法、自分で対処するためのトレーニング、コミュニケーション技能の向上法などについての心理的プログラムを利用しやすくすることも示されています。最近ではマインドフルネス(瞑想に似た精神安定化法)や認知行動療法(自分の認識のズレによる思い込みの修正)、問題解決トレーニング等の介入方法が流行っています。

・社会復帰に関する事項

休業後の職場復帰には、労働条件の改善、労働時間削減、作業内容の変更、業務負担軽減、業務の段階的再導入等に加え、心理的臨床的ケアを続けることが示されています。これらは、現在でも配慮されていると思います。

・メンタルヘルス不調労働者の就労

精神障害を持つものを雇用する必要性も述べられており、これはわが国でも障害者雇用が義務付けられており、そのための労働者支援も当然必要です。

▼スクリーニングプログラム

メンタルヘルスのスクリーニング(検査)を労働者に行い、適切な治療や経過観察に結び付けることは、強く推奨されていませんが、わが国では、すでにストレスチェックとして実施しています。このように見えてみると、目新しい内容は少ないかもしれませんが、わが国の企業の国際競争力と存在感の維持のためにも、今後ますます世界標準の職場のメンタルヘルス対策の実施が求められる時代になると考えられます。特に、職場労働安全衛生の一環にメンタルヘルス対策を含めること、メンタルヘルス不調者の対応における人権の配慮、労働者の意見を聞いて対策を進めること、科学的根拠に基づき質が管理されたサービスを提供することに注意を払っておく必要があると言えます。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)



(一財)鳥取県社会保険協会からのお知らせ

電話 0857-27-1859 FAX 0857-30-7133

ホームページ

鳥取県社会保険協会

検索

事務担当者向け



令和5年度版

「社会保険の 事務手続」

配布のご案内

社会保険の事務を担当される皆様に参考にしていただくため、社会保険の基礎的な内容を掲載した冊子「社会保険の事務手続」を当協会の会員でご希望の事業所(令和4年度の協会費を納付されている事業所に限ります。)へ無償で配布いたします。

- 配布部数 一事業所1部
- 申込期限 4月14日(金)
- 配布時期 5月中旬頃



部数に限りがありますので、
お早めにお申し込みください。

申込
方法

このページをコピーしていただき、下記の
申込書にご記入のうえ、FAXで(一財)鳥取
県社会保険協会へお申し込みください。

FAX番号
0857-30-7133

「社会保険の事務手続」申込書

【事業所整理記号】	
【事業所所在地】	〒
【事業所名称】	
【担当者氏名】	
【電話番号】	

アンケート調査にご協力をお願いします。

鳥取県社会保険協会では、今後の事業に反映させるため、会員事業所の皆様方のご意見・ご要望をお聞かせいただきたくアンケート調査を実施いたします。

今月号に「アンケート調査のお願い(裏面が「アンケート回答」用紙)」を同封しておりますので、お忙しいところ恐縮ですがFAXまたはメールで4月末までにご回答いただきますようご協力をお願い申し上げます。

なお、当協会のホームページのお知らせ欄の「アンケート調査にご協力をお願いします。」に、リンク先(URL)を掲載しておりますので、メールでご回答いただく際にご利用ください。



保養施設の一部契約解除のお知らせ

諸事情により下記の保養施設の利用料補助及び優待利用は3月末をもって終了させていただきます。

- ブランナールみささ
- ダイワロイアルホテル